

改正

令和4年3月31日告示第19号

令和6年3月25日告示第19号

上天草市移住お試し施設事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、上天草市への移住を希望する者（次条及び第4条第1号において「移住希望者」という。）に対し、本市での生活を一定期間体験し、移住に向けての準備及び移住体験ができる機会を提供することで、本市への移住・定住の促進を図ることを目的に実施する上天草市移住お試し施設事業の実施に関し、必要な事項を定めることとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「施設」とは、本市が賃借契約を取り交わした民間が所有する住宅で移住希望者が本市での日常生活を営むための最低限の家具、電化製品等を備え、移住生活を体験できる施設をいう。

(休館日)

第3条 施設の休館日は、12月29日から翌年1月3日までの日とする。

2 前項の規定にかかわらず、上天草市長（以下「市長」という。）が特に必要があると認めるときは、休館日を変更し、又は別に休館日を定めることができる。

(利用者の資格)

第4条 施設を利用することができる者は、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 現に市外に住所を有する移住希望者及びその者と同一世帯に属する家族の構成員であること。
- (2) 施設の利用料を支払う能力を有すると認められること。
- (3) 利用する者の人数が3人以内であること。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。
- (4) 利用する者が未成年者のみでないこと。
- (5) 利用する者が上天草市暴力団排除条例（平成24年上天草市条例第5号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- (6) 前5号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(利用申請)

第5条 施設を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ施設の利用について市に予約の上、利用を開始する日（第7条において「利用開始日」という。）の10日前までに上天草市移住お試し施設利用申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に身分証明書（運転免許証その他申請者本人であることを証明することができる書類をいう。）の写しを添えて、これを市長に提出しなければならない。

(利用承認)

第6条 市長は、前条の規定による申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときはこれを承認し、上天草市移住お試し施設利用承認書（様式第2号。以下「承認書」という。）を申請者に交付するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査により申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、上天草市移住お試し施設利用不承認通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 施設の建物、設備、備品等（第9条第3号及び第11条第1項において「建物等」という。）を破損し、汚損し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 施設の設置の目的以外の目的で利用するおそれがあるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、施設の管理運営上支障があるとき。

(利用期間等)

第7条 施設を利用することができる期間は、利用開始日から起算して7日以上30日以内とし、当該期間内に利用しない日があっても連続して利用したものとみなす。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、市長が認める特別な事情があるときは、前項の規定により定めた期間（以下「利用期間」という。）を延長し、又は短縮することができる。

3 利用開始日及び利用期間の満了の日は、休館日を除いた平日とする。

4 利用期間における入居及び退去を行う時間は、午前10時から午後3時までの間とする。

5 施設の利用は、原則1回限りとする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(利用料)

第8条 施設の利用料は、光熱水費（電気、ガス及び上下水道の使用料をいう。）を含め、7日間利用する場合は14,000円とし、8日以上利用する場合は14,000円に7日を超えた1日までごとに2,000円を加算した額とする。

2 第6条第1項の規定による承認書の交付を受けた者（以下「利用者」という。）は、利用期間に応じた利用料を利用の開始前までに市長に対し前納しなければならない。

3 前項の規定により納付した利用料については、これを還付しないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 天災地変その他利用者の責めによらない理由により利用することができなくなったとき。
- (2) その他市長が特に必要と認め利用期間を短縮したとき。

（利用者の遵守事項）

第9条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 常に善良な管理意識を持って利用すること。
- (2) 火気の取扱いに注意すること。
- (3) 建物等を清潔に保つとともに、適切に取り扱うこと。
- (4) 利用を終了する際は、必ず清掃を行うこと。
- (5) ごみは、決められた規則に従い排出すること。
- (6) その他市長が必要と認めること。

（行為の制限）

第10条 何人も、施設において、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 施設の改修
- (2) 施設の鍵の改変又は複製
- (3) 寄附の要請その他これに類する行為
- (4) 興業、展示会その他これらに類する催し
- (5) 文書、図画その他の物の掲示又は配布
- (6) 政治活動又は宗教活動その他これらに類する活動
- (7) 動物の飼育
- (8) 利用者以外の者の宿泊
- (9) 施設の敷地内での喫煙
- (10) 周辺の住民に迷惑を及ぼす行為
- (11) その他施設の設置の目的に反する行為

（損害賠償）

第11条 建物等を破損し、汚損し、又は滅失した者（次項において「破損者等」という。）は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、こ

の限りでない。

- 2 破損者等は、前項に規定する損害を生じさせたときは、直ちにその旨を市長に報告しなければならない。

(事故免責)

第12条 施設が通常有すべき安全性を欠いている場合を除き、施設内及びその敷地内で発生した事故について、市長はその責任を負わないものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (令和4年3月31日告示第19号)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月25日告示第19号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第8条の規定は、この要綱の施行の日以後の利用に係る利用料について適用し、同日前の利用に係る賃借料については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の際現に改正前の上天草市移住お試し施設事業実施要綱（次項において「旧要綱」という。）の規定により交付されている通知書は、改正後の上天草市移住お試し施設事業実施要綱（次項において「新要綱」という。）の規定により交付された通知書とみなす。
- 4 この要綱の施行の際現に旧要綱の規定により提出されている申請書その他の書類は、新要綱の規定により提出された申請書その他の書類とみなす。